

原爆症認定制度の抜本改定を!

No. 12 2015.12.15

ノーモア・ヒバクシャ訴訟 ニュース

【発行】ノーモア・ヒバクシャ訴訟
全国支援ネット事務局
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
一般社団法人 東友会 気付
TEL03-5842-5655
E-mail: no-more@t-hibaku.jp

2016年を制度の抜本改正の年に 東京地裁17人全員勝訴を生かして

裁判所がまたも、厚生労働省の原爆症認定基準を大幅に超えた判決を下しました。

いま、全国原告団と弁護団、日本被団協は、この東京地裁判決と来春に予定されている東京(第2次)、

近畿(地裁・高裁)、愛知、熊本(高裁)の判決をいかして、国会への働きかけてを強め、認定制度を抜本改定し、「裁判を起こさなくてもいい制度」にしようと運動を強めることにしています。

10月29日、原告全員勝訴の判決を受けて、東京地方裁判所前では全国から駆け付けた被爆者・支援者200人が勝利を喜び合いました。

判決は、ノーモア・ヒバクシャ訴訟で最多の原告17人が対象。東京地裁民事2部(増田稔裁判長)は、国が主張する被曝線量は「あくまでも一応の目安」であり、「放射性降下物や誘導放射線、残留放射線の影響も十分考慮しなければならない」として、がん9人(3.8キロ直爆など)、心筋梗塞・狭心症4人、甲状腺機能低下症1人、2日後に入市したC型慢性肝炎1人と、厚労省が指定していない病名「脳梗塞」で申請した原告2人(被爆距離3.7キロと2.2キロ)を含む全員を勝訴させました。

判決後、参加者は日比谷図書館ホールに移動して「ノーモア・ヒバクシャ訴訟勝利と原爆症認定制度の抜本改正をめざすつどい」を開催。原爆症認定訴訟の歴史のスライド上映、判決の報告、全国各地の参加者から喜びの挨拶を受けました。

この判決に対して、日本被団協と原告団、弁護団は声明を発表。翌30日に代表35人が厚労省を訪問して、全国各地の参加者が口々に後障害に苦しむ被爆者の実態を伝え、「国は控訴を断念し重い病気で苦しんでいる原告らの救済をはかるべきだ」との要請を強く要請しました。

「控訴するな」の声 全国から国に

集会でのよびかけは全国に広がり、「控訴するな」の要請が、北海道から首都圏、愛知、近畿、



↑東京地裁前で全員勝訴を知らせる弁護団

↓日比谷図書館で開かれた判決後の集会



広島・長崎などから多数、ファックスで厚労省に送られました。

しかし厚労省は11月11日、6人の原告について控訴。日本被団協と原告団、弁護団などは12日、控訴を取り下げ被爆者の救済をはかるべきだとの声明を厚労省に届け、抗議しました。【山本英典】